国立大学法人熊本大学

Kumamoto University

平成２２年４月１６日

報道機関各位

熊 本 大 学

看護師の時間外労働に係る是正勧告への対応について

本学は、平成２２年１月に熊本労働基準監督署より適正な割増賃金を支払うよう是正勧告を受けました。

主な内容としては、医学部附属病院に勤務する職員から同労働基準監督署に割増賃金に関する相談があったため、同労働基準監督署による臨検監督が行われ、その結果「医学部附属病院看護師の深夜業務を含む時間外労働に対して適正な割増賃金を支払っていない」ことが判明いたしました。

ついては、平成２１年１月から平成２１年１２月までの時間外勤務の実態を精査した上で、未払い賃金として、医学部附属病院の看護師計５２６人に、時間外労働に対する手当（超過勤務手当）約３，５６０万円を今月の給与支給日である４月１６日（本日）に支払いました。このことは、熊本労働基準監督署にも報告いたしました。

１人当たりの支給額は、　３６７円～６４５，００３円で、平均は約６７，７００円です。

総時間数は、２０，５１５時間で、１人当たりの平均は、３９時間です。

このような事態が発生した事実を大学として真摯に受け止め、関係各位に心よりお詫びいたします。

なお、本件の詳細は、次のとおりです。

・・

今回、「適正な割増賃金が支払われていなかった」として是正勧告を受け、熊本労働基準監督署から更衣室の入退室記録等と、看護師自身の自己申告による始業終業時刻との差違について調査し、未払い賃金については追加支給することとされたことから、本学は以下の対応をとりました。

まず、熊本労働基準監督署から是正勧告があった「職員 ID カードによる更衣室の入退室記録等の客観的記録と、自己申告による始業終業時刻との差違」についてですが、超過勤務の申請については、国立大学の法人化後、労働時間の適正管理について周知してきたところですが、依然として、現場における労働時間の捉え方について、管理者と職員の認識に相違があったためだと考えています。

今回の是正勧告を受けて、時間外勤務の実態を精査し、労働時間であるにも関わらず自己申告されていなかったため、賃金未払いが発生したケースは、主に次のような内容です。

・病棟勤務終了後の勉強会の時間
・病棟相談会の時間
・打合せ等を行っていた時間　などでした。

今回の未払い分については、更衣室の入退室時間の記録等を基に、職員本人に勤務実態を確認する形で調査し、平成 21 年 1 月分まで遡及し、差額賃金を支払いました。
また、併せて是正勧告により指摘を受けておりました看護勤務システム改修不備による支給漏れが生じていた方々にも、差額賃金を支払いました。
以上が、今回の是正勧告の詳細と、本学の対応です。
また、今後に関しましては、時間外労働の現状を正確に把握し得る方策について早急に検討し、対処する予定にしております。
最後に本学では、管理者を対象に研修会を実施すること等により適正な勤務時間管理を心掛けてまいりましたが、今回、適正な管理が行われていなかった事実があったことを大変重く受け止めています。医療従事職員はそれぞれ専門性の高い職種であり、労働時間の線引きや解釈が難しい部分がありますので、今後は定期的に職員向けの説明会を実施することにより、再度、周知徹底を図りたいと考えております。さらには、新たな方法で労働時間を把握することを予定しておりますので、導入に際しましては、多方面からの確認作業を実施し、今後支給漏れが起こらないよう、再発防止に努めます。

【問い合わせ先】
国立大学法人熊本大学総務部労務・安全課
Tel 096-342-3187，3125